嵐山山腹工事入札説明書

京都大阪森林管理事務所の嵐山山腹工事に係る入札公告（建設工事）に基づく一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。
本工事は、電子契約システム試行対象案件である。

1. 公告日　令和8年9月30日

2. 分任支出負担行為担当官　近畿中国森林管理局
京都大阪森林管理事務所長　野澤　智明

3. 工事概要等

(1) 工事名　嵐山山腹工事（電子入札対象案件）
（電子契約試行対象案件）

(2) 工事場所　京都府京都市西京区山田嵐山町（嵐山国有林）

(3) 工事内容　別冊図書及び別冊仕様書のとおり。

(4) 工　期　契約締結日の翌日から令和9年3月24日まで
なお、週休2日を達成できないことを事由に工期を減じることはしない。

(5) 使用する主要な資機材　別冊図書及び別冊仕様書のとおり。

(6) 支障木の有無　無

(7) 本工事は、週休2日を促進するため、現場閉所による通期の週休2日は必須とし、さらに月単位の週休2日に取り組むことを前提として直接工事費及び間接工事費の一部を補正して実施する試行工事（発注者指定方式）である。
契約締結後、週休2日を確保して実施するものとし、その取組状況に応じ林野庁工事成績評定要領（平成10年3月31日付け10林野管第31号林野庁長官通知）に基づく工事成績評定において評価を行うとともに、週休2日の取組実績証明書を発行する。
また、本工事は、過去1年間（令和7年度）に週休2日の取組実績証明書（森林土木工事に限る。）の通知を受けた場合、総合評価の評価項目において加点対象となる工事である。

(8) 本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

(9) 本工事の入札は、適切かつ円滑な実施を目的として、技術提案書の提出を求め、当該技術提案書に基づき、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式(簡易型)のうち、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、入札説明書等に記載された要求要件を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式による工事である。

(10) 総価契約単価合意方式（包括的単価個別合意方式）の適用
ア　本工事は、「総価契約単価合意方式（包括的単価個別合意方式）」（以下「本方式」という。）の対象工事である。本工事では、契約変更等における協議の円滑化に資するため、契約締結後に、受発注者間の協議により総価契約の内訳としての単価等（共通仮設費、現場管理費、一般管理費等を含む）について合意するものとする。
イ　本方式の実施方式は、工事数量表の細別の単価に請負代金比率（落札金額を予定価格で除したもの）を乗じて得た各金額について合意する方式とする。

ウ　本方式の実施手続は、「総価契約単価合意方式（包括的単価個別合意方式）実施要領の制定について（試行）」（令和3年11月1日付け3林政政第357号林野庁林政部林政課長通知）及び「総価契約単価合意方式（包括的単価個別合意方式）実施要領の解説について（試行）」（令和3年11月1日付け林野庁林政部林政課長事務連絡）によるものとする。

（11）　本工事において主任技術者を配置する場合、密接な関係のある二以上の工事を同一の建設業者が近接した場所（相互の間隔が直線距離で10km程度又は移動時間が60分程度）において施工するものについては、同一の専任の主任技術者がこれらの工事を管理することができるものとする。

（12）　本工事は、熱中症対策に資する現場管理費等の補正の試行工事の対象とし、日最高気温の状況に応じた現場管理費の補正を行う工事である。

（13）　本工事は、山林砂防工適用工事であるため、施工困難工事に指定する。

（14）　本工事は、賃上げを実施する企業に対して総合評価における加点を行う工事である。

（15）　本工事は、令和7年度積算基準に基づくものであるが、令和8年3月30日に「令和8年4月から適用する森林整備保全事業設計積算要領等に係る取扱いについて」（令和8年3月30日付け7林整計第589号林野庁森林整備部計画課長通知）が通知されたことを踏まえ、工事の発注者又は受注者は、国有林野事業工事請負契約約款第63条の規定に基づき、次の方式により算出された請負代金額等に変更する協議を行うことができるものとする。
変更後の請負代金額等＝P新×k
この式において、「P新」及び「k」は、それぞれ以下を表すものとする。
P新：新積算基準により積算された予定価格に相当する額（単価は入札書の受付開始の日のもの）
k：当初契約の落札率

（16）　その他
ア　本工事は、入札に係る競争参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)、競争参加資格確認資料(以下「確認資料」という。)及び技術提案書の提出、入札等は、電子入札システムで行う。
なお、電子入札システムによりがたい場合は、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えることができる。
この申請の受付窓口及び受付時間は次のとおりである。
・受付窓口：別表1の5に同じ。
・受付時間：別表1の5に同じ。
イ　電子入札システムで使用できるICカードは、一般競争入札参加者申請を行い、承認された競争参加有資格者名で取得したICカードであって、農林水産省電子入札システムにおいて利用者登録を行ったものに限る。

4. 競争参加資格
競争参加資格については、以下の（1）から（13）までの条件を全て満たすこと。
（1）　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、予決令第70条中、特別の理由がある場合に該当する。

（2）　近畿中国森林管理局の競争参加資格のうち、別表1の1に示す一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、近畿中国森林管理局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。

(3)　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記(2)の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

(4)　元請けとして、別表１の2に示す期間に同種工事を施工した実績を有すること（共同企業体が同種工事を施工した場合における構成員の実績については、出資比率が20%以上である構成員に限り、当該構成員の実績として認める。）。

なお、当該実績が森林管理局長、森林管理署長、森林管理署支署長、森林管理事務所長、治山センター所長及び総合治山事業所長(以下「森林管理局長等」という。)の発注した工事の場合、「林野庁工事成績評定要領」(平成10年３月31日付け10林野管第31号林野庁長官通知)第４の３に規定する工事成績評定表の評定点(以下「工事成績評定点」という。)が65点未満のものは、実績として認められない。

共同企業体にあっては、全ての構成員が上記の基準を満たす施工実績を有することとし、構成員のうち実績の一番高いものについて評価する。

(5)　6.の(4) に基づいて提出された技術提案書が適正であること。

(6)　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を配置できること。

ただし、請負金額が4,500万円以上の場合は専任で配置すること。この場合、契約締結後、現場施工に着手するまでの期間(現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間)及び、工事完成後、検査が終了し事務手続き、後片付け等のみが残っている期間においては、必ずしも主任技術者又は監理技術者の専任の配置は要しない。

また、主任技術者又は監理技術者の継続的な技術研鑽の重要性や建設業の働き方改革を推進する観点を踏まえ、技術研鑽のための研修、講習、試験等への参加、休暇の取得、その他の合理的な理由で技術者が短期間工事現場を離れることについては、適切な施工ができる体制を確保をし、発注者の承認を得た場合は主任技術者又は監理技術者の配置は要しない。

ア　１級若しくは2級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者。
なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、次の者をいう。

（ア）１級又は2級建設機械施工技士の資格を有する者。

（イ）技術士の資格を有する者（技術士法（昭和32 年法律第124 号）第４条第１項の規定による第二次試験のうち、技術部門を森林部門（選択科目を「森林土木」とするものに限る。）、建設部門、農業部門（選択科目を「農業土木」又は「農業農村工学」とするものに限る。）又は総合技術監理部門(選択科目を「建設」、「農業－農業土木」、「農業－農業農村工学」又は「森林－森林土木」とするものに限る。)とするものに合格した者に限る。）

（ウ）（ア）又は（イ）と同等以上の能力を有するものと国土交通大臣が認定した者。

イ　別表１の2に示す期間に完成・引渡しが完了した上記(4)の同種工事の施工経験を有する者であること。（共同企業体の構成員としての施工経験は、出資比率が20%以上である場合のものに限る。）

ただし、共同企業体にあっては、１人の主任技術者又は監理技術者が上記の同種工事の施工経験を有していればよい。なお、森林管理局長等が発注した同種工事に係る施工経験である場合、工事成績評定点が65点以上のものに限る。

ウ　請負金額が4,500万円以上の場合の主任技術者の専任に係る取扱いについては、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が直線距離で10km程度又は移動時間60分程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合には、建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第27条第２項により、同一の専任の主任技術者がこれらの建設工事を管理することができるものとする。

なお、この場合において、同一専任の主任技術者が管理することができる工事の数は原則3件までとする。ただし、監理技術者には適用しない。

エ　監理技術者が必要になる工事にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者又はこれに準ずる者であること。なお、「これに準ずる者」とは、以下の者をいう。

・ 平成16年２月29日以前に交付を受けた監理技術者資格者証を有する者。

・平成16年２月29日以前に監理技術者講習を受けた者であって、平成16年３月１日以後に監理技術者資格者証の交付を受けた者である場合には、監理技術者資格証及び指定講習受講修了証を有する者。

オ　建設業法(昭和24年法律第100号)第26条第３項ただし書きの規定の適用を受ける監理技術者にあっては、同項第１号（以下「専任特例１号」という。）又は第２号（以下「専任特例２号」という。）の要件を満たす場合には、２工事現場を限度として兼務できることとする。

ただし、同一の監理技術者が、専任特例１号を活用した工事現場と専任特例２号を活用した工事現場を兼務することはできない。

【専任特例１号】

当該建設工事が次の（ア）から（ウ）までに掲げる要件のいずれにも該当する場合における監理技術者

（ア）　当該建設工事の請負代金の額が政令で定める金額未満となるものであること。

（イ）　当該建設工事の工事現場間の移動時間又は連絡方法その他の当該工事現場の施工体制の確保のために必要な事項に関し国土交通省令で定める要件に適合するものであること。

（ウ）　監理技術者が当該建設工事の工事現場の状況の確認その他の当該工事現場に係る建設業法第26条の４第１項に規定する職務について情報通信技術を利用する方法により行うため必要な措置として国土交通省令で定めるものが講じられるものであること。

【専任特例２号】

当該建設工事の工事現場に、当該監理技術者の行うべき建設業法第26条の４第１項に規定する職務を補佐する者（監理技術者補佐）として、当該建設工事に関し、次に掲げる基準のいずれかを満たす者を当該工事現場に専任で配置する場合における監理技術者。

（ア）　建設業法第７条第２号イ、ロ又はハに該当する者のうち、監理技術者の行うべき職務に係る基礎的な知識及び能力を有すると認められる者として、次のａ又はｂに該当する者

ａ　一級の第一次検定のうち、当該建設工事の種類に応じた検定種目に合格した者（土木一式工事の場合は、一級建設機械施工管理技士補又は一級土木施工管理技士補）

ｂ　建設業法第15条第２号イ、ロ又はハに該当する者

（イ）　国土交通大臣がアに掲げる者と同等以上の能力を有すると認定した者

監理技術者補佐の選任に当たっては、建設業法第26条第５項に規定される監理技術者資格者証の交付を受けている者及び監理技術者講習を受講した者であることは要しない。

カ　建設業法第７条第２号、第15条第２号に規定する営業所ごとに専任として置く営業所技術者等として登録されている者であって、他の建設工事において主任技術者又は監理技術者として職務を兼務していない者であること。

キ　カに記載する営業所技術者等は、建設業法第26条の５の要件を全て満たす場合、営業所技術者にあっては主任技術者の職務を、特定営業所技術者にあっては主任技術者又は監理技術者の職務を、１工事現場を限度として兼務できることとする。

ク　当該工事を受注した場合において、主任技術者又は監理技術者が必要となる工事にあっては、配置予定技術者との直接的かつ恒常的な雇用関係が申請書提出日以前に３ヶ月以上あること。

(7)　申請書、確認資料及び技術提案書(以下「技術提案書等」という。)の提出期限の日から開札の時までの期間に、近畿中国森林管理局長から「工事請負契約指名停止等措置要領の制定について」(昭和59年６月11日付け59林野経第156号林野庁長官通知。以下「工事請負契約指名停止等措置要領」という。)に基づく指名停止を受けていないこと。

(8)　森林管理局長等が発注した同種工事のうち、別表１の3に示す期間に完成・引渡しした工事の実績がある場合においては、工事成績評定点の平均が65点以上であること。

(9)　本工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本関係若しくは人的関係がある建設業者でないこと。

(10)　入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと（基準に該当する者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）。

ア　資本関係
　以下のいずれかに該当する二者の場合。
（ア）親会社と子会社の関係にある場合
（イ）親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合
イ　人的関係
　以下のいずれかに該当する二者の場合。
（ア）一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
（イ）一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合
ウ　その他入札の適正さが阻害されると認められる場合
　その他ア又はイと同視しうる資本関係若しくは人的関係があると認められる場合

(11)　建設業法に基づく本店、支店又は営業所が、別表１の４に示す区域内に所在すること。また、共同企業体として技術提案書等を提出する場合は、有資格者名簿に記載されている共同企業体の本店所在地が、別表１の４に示す区域内であること。

(12)　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、農林水産省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

(13)　以下の届出の義務を履行していない建設業者(建設業法第２条第３項に定める建設業者をいい、届出の義務がない者を除く。以下「社会保険等未加入建設業者」という。)でないこと。
① 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務
② 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務
③ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第７条の規定による届出の義務

5. 設計業務等の受託者等
(1)　4.の(9)の「本工事に係る設計業務等の受託者」とは、次に掲げる者である。
該当なし

(2)　4.の(9)の「当該受託者と資本関係若しくは人的関係がある建設業者」とは、次の①又は②に該当する者である。
①　当該受託者の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている建設業者
②　建設業者の代表権を有する役員が当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該建設業者

6. 競争参加資格の確認等
(1)　本競争入札の参加希望者は、4.に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に掲げるところに従い技術提案書等を提出し、分任支出負担行為担当官から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。
　4.の(2)の認定を受けていない者も次に従い技術提案書等を提出することができる。この場合において、4.の(1)及び(3)から(13)までに掲げる事項を満たしているときは、開札の時において4.の(2)に掲げる事項を満たしていることを条件として競争参加資格があることを確認するものとする。当該確認を受けた者が競争に参加するためには、開札の時において4.の(2)に掲げる事項を満たしていなければならない。
　なお、期限までに技術提案書等を提出しない者又は競争参加資格がないと認められた者は、本競争入札に参加することができない。
　技術提案書等の提出は、以下により電子入札システムを用いて提出すること。
　ただし、紙入札方式の場合は原則として電子メール（電子メール送信容量は上限７MBのため、複数回に分けて送信すること。以下同じ）で送信すること(提出期限必着。)。

【電子入札システムによる提出の場合】

ア　提出期間：別表１の５のとおり。
イ　提出方法：
　技術提案書等(ファイル形式は「ウ」による。)は、電子入札システム「競争参加資格確認申請書」画面の添付資料フィールドに添付して提出すること。
　「申請書」(様式1-1)、「確認資料」(様式1-2、２、３及び添付資料)及び「技術提案書」(様式4-1、4-2、２、5-1、5-2、６、７、8-1、8-2、９、11及び添付資料)は、PDFで一つのファイルにまとめて提出するか、申請書及び確認資料の様式と添付資料を合わせて1つのファイルに、技術提案書の様式と添付資料を合わせて1つのファイルにし、それを圧縮ファイルで一つにまとめて提出すること。
　ただし、技術提案書等の合計ファイル容量が10MBを超える場合には、下記の（ア）からエの内容を記載した書面(様式は自由)を電子入札システムの「競争参加資格確認申請書」画面の添付資料フィールドに貼り付け、技術提案書等は、下記（オ）記載の提出場所に原則として電子メールで送信すること。
　なお、電子入札システムとの分割提出は認めない。
（ア）電子メールで提出する旨の表示
（イ）書類の目録
（ウ）書類のページ数
（エ）送信年月日、会社名、担当者名、電話番号及びメールアドレス
（オ）提出場所：別表１の５のとおり。
ウ　ファイル形式：
　電子入札システムにより提出する技術提案書等のファイル形式については以下のいずれかの形式にて作成すること。
・Microsoft Word
・Microsoft Excel
・その他のアプリケーションPDFファイル
・画像ファイルJPEG形式又はGIF形式
・圧縮ファイルZIP形式

【紙入札方式による提出の場合】
エ　提出期間：別表１の５のとおり。
オ　提出場所：別表１の５のとおり。

(2)　申請書は、様式1-1により作成すること。

(3)　確認資料は、次に従い作成すること。
　ただし、アの同種工事の施工実績、イの配置予定の主任（監理）技術者の資格・同種工事の経験については、工事が完成し、引渡しが済んでいるものに限り記載すること。
　なお、アの同種工事の施工実績（様式２）及びイの配置予定の主任（監理）技術者の資格・同種工事の経験（様式３）に記載する施工実績が、森林管理局長等の発注した工事である場合にあっては、当該工事に係る工事成績評定通知書等の評定点を証明する書類（以下「工事成績評定通知書等」という。）の写しを添付すること。
　提出書類は、申請書(様式1-1)を表紙として、以下、様式1-2、様式２、様式３及び添付資料を全てまとめ、一連の通し番号を付して提出すること。
　通し番号は、次の例により表示すること。

　表示例：提出書類の総枚数(添付資料を含む。)が15枚の場合
　　様式1-1を「1/15」とし、以下、2/15、3/15・・・14/15、15/15

　また、提出書類の添付資料のうち様式２、様式3に係わる添付資料は、提出（省略）確認のため、提出書類（競争参加資格）一覧を（様式1-2)を作成し、提出すること。
　なお、令和８年４月１日以降の公告日で京都大阪森林管理事務所への入札参加が２回目以降となる場合は、令和８年４月１日以降の公告日で提出した上記添付資料のうち、初回以降に提出したものと内容に異同がない提出資料に限り、提出を省略できる。

ア　同種工事の施工実績(様式２)
　4.の(4)に掲げる資格があることを判断できる同種工事の施工実績を様式２に１件記載すること。

同種工事の要件が複数（例:「林道の新設工事（林道規格２級以上）」及び「治山事業（渓間工事又は山腹工事）」）の場合は、要件毎にそれぞれ１件、実績を記載すること（一方の要件に係る実績のみ記載の場合は同種工事の実績等と見なさないので注意すること。ただし、同一工事で複数の要件を満たす場合は、その工事１件でよい。）。

イ 配置予定の主任（監理）技術者の資格・同種工事の経験(様式3)

4.の(6)に掲げる資格があることを判断できる配置予定の技術者の資格、同種工事の施工経験及び申請時における他工事の従事状況等を記載することとし、他工事の従事状況においては、国・府県・市町村・民間の別、専任又は非専任の別にかかわらず記載し、本工事を受注した場合の対応措置においては、従事案件における発注者の意向を踏まえ、明確に記載すること。

なお、複数の技術者を登録する場合は本様式を複写し作成すること。その場合、審査については、候補技術者のうち資格・実績等の評価が最も低い者について評価する。

また、同一の技術者を重複して複数工事の配置予定技術者とすることは差し支えないものとするが、他工事の落札者又は落札予定者となったことにより記載した配置予定技術者を配置することができなくなったときは、直ちに提出した技術提案書等の取り下げ又は入札辞退を行うこと。技術提案書等の取下げは、技術提案書等を電子入札システムにより提出した場合であっても、書面により行うこと。

他工事を落札したことにより配置予定技術者を配置することができないにもかかわらず入札した場合においては、「工事請負契約指名停止等措置要領」に基づく指名停止を行うことがある。

ただし、実際の施工に当たって、受注者は、工事の継続性等において支障がないと認められる場合において、発注者との協議により、主任技術者及び監理技術者を変更（16.参照）できるものとする。

同種工事の施工経験については、要件が複数(例:「林道の新設工事(林道規格２級以上)」及び「治山事業(渓間工事又は山腹工事)」)の場合は、要件毎にそれぞれ１件、施工経験を記載すること(一方の要件に係る施工経験のみ記載の場合は同種工事の施工経験等と見なさないので注意すること。ただし、同一工事で複数の要件を満たす場合は、その工事１件でよい。)。

ウ 契約書の写し等(添付資料)

アの同種工事の施工実績及びイの配置予定の主任（監理）技術者の資格・同種工事の経験において、施工実績等として記載した工事に係る契約書の写しを提出すること。ただし、当該工事が、一般財団法人日本建設情報総合センターの「工事実績情報システム(CORINS)」(以下「CORINS」という。)に登録されており、その内容によりア及びイを確認できる場合は、工事カルテの写しの提出又は当該工事のCORINS登録番号の記載により施工証明とすることができ、契約書の写しを提出する必要はない。

なお、「CORINS」に登録のない工事及び「CORINS」において工事内容を確認できない工事（簡易CORINSで登録した工事等）にあっては、契約書の写しのほかに施工計画書等の当該工事の内容（同種工事等の工事実績及び配置予定技術者の従事実績）を確認できる書類を添付すること。

なお、アの同種工事の施工実績及びイの配置予定の主任（監理）技術者の資格・同種工事の経験に記載した同種工事が、森林管理局長等の発注した工事の場合は工事成績評定通知書等の写しを添付すること。

ただし、アの同種工事の施工実績及びイの配置予定の主任（監理）技術者の資格・同種工事の経験に記載した同種工事が同一工事の場合は、一方の資料の添付を省略できる。

また、イの配置予定の主任（監理）技術者の資格・同種工事の経験には、配置予定技術者が有する資格を証明する書類の写し、申請者が直接雇用していることが確認できる書類(監理技術者資格証、市区町村が作成する住民税特別徴収税額通知書、健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書、所属会社の雇用証明書又はこれらに準ずる資料の写し等。)及び本店・営業所等の専任技術者として登録されている者の氏名が確認できる資料(建設業許可申請の際に提出している「専任技術者一覧表」又は「専任技術者証明書（変更届を含む。）」の写し等。)を添付すること。

なお、市区町村が作成する住民税特別徴収税額通知書、健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書の写しを提出する場合は、記号及び番号等に必ずマスキングを施して添付すること。

必要書類が添付されていないものについては、入札に参加できないので留意すること。

エ 経営の状況等

本店、支店又は営業所の所在が確認できる資料(本店にあっては、所在地が記載されている建設業許可通知書の写し、建設業許可申請書若しくは変更届出書(建設業許可部局の接受印のあるもの)の写し又は、競争参加資格者名簿兼資格確認通知書の写し、支店又は営業所にあっては、所在地が記載されている建設業許可申請書又は変更届出書(建設業許可部局の接受印のあるもの)の写し)を添付すること。

オ 社会保険等加入状況

4.(13)の①から③までの届出の義務を履行しているか否かを確認するため、総合評定値通知書(建設業法施行規則(昭和24年建設省令第14号)第21条の4に規定するもので、申請日直近のものをいう。)の写し等を提出すること。

(4) 技術提案書については、次に従い作成すること。

作成する技術提案書の内容は、次表及び様式に基づき記載するものとし、該当がない事項は記載の必要ない。

なお、必要な書類の添付がないものは評価しないので留意すること。

提出書類は、様式4-1を表紙として、以下、様式4-2、様式2、様式5-1、様式5-2、様式6、様式7、様式8-1、様式8-2、様式9、様式11及び添付資料を全てまとめ、一連の通し番号を付して提出すること。

通し番号は、次の例により表示すること。

表示例:提出書類の総枚数(添付資料を含む。)が20枚の場合
様式4-1を「1/20」とし、以下、2/20、3/20・・・19/20、20/20

また、提出書類の添付資料のうち様式2、様式5-1、様式5-2、様式7、様式8-1、様式8-2、様式9、様式11に係わる添付資料は、提出(省略)確認のため、提出書類(技術提案書)一覧を(様式4-2)を作成し、提出すること。

なお、令和8年4月1日以降の公告日で京都大阪森林管理事務所への入札参加が2回目以降となる場合は、令和8年4月1日以降の公告日で提出した上記添付資料のうち、初回以降に提出したものと内容に異同がない提出資料に限り、提出を省略できる。

記載事項	内容に関する留意事項
ア)企業の施工実績	(1)同種工事の施工実績 ① 過去15年間(平成23年度から令和7年度)に国等、都道府県、市町村が発注した同種工事の施工実績を記載する。森林管理局長等の発注した工事については工事成績評定通知書の写しを添付する。 ② 記載様式は、様式2。 (2)直轄工事成績 ① 近畿中国森林管理局所掌の森林土木工事で、過去3年間(令和5年度から令和7年度)に元請として完成、引渡しした全ての工事について記載し、低入札価格調査対象工事の該当の有無を記載する。記載した全ての工事の工事成績評定通知書の写しを添付すること。 ② 記載様式は、様式5-1。 (3)近隣地域内工事の施工実績 ① 過去5年間(令和3年度から令和7年度)に本工事の工事場所が所在する近隣地域内において元請として完成、引渡しした森林土木工事について、代表的な工事1件を記載する。 ② 近隣地域内の施工実績の対象地は、8.の(4)のアに記載している。 ③ ただし、近畿中国森林管理局所掌の森林土木工事の場合は、工事成績評定点が65点以上のものに限る。 ④ 記載様式は、様式5-2。なお、同様式の注書きを確認し、必要な資料等を添付すること。 (4)優良工事表彰

	① 企業が、過去10年間（平成28年度から令和7年度）に優良工事表彰（農林水産大臣・林野庁長官・近畿中国森林管理局長表彰）を受けている場合は、表彰状の写しを添付すること。ただし、近畿中国森林管理局所掌の森林土木工事に限る。 ② 記載様式は、様式7。
イ）配置予定技術者の能力	(1)配置予定技術者の施工経験 ① 過去5年間（令和3年度から令和7年度）に完成、引渡しを完了した同種工事に従事した工事1件を記載する。また、複数の技術者を登録する場合は、本様式を複写し作成すること。その場合、審査については、各候補者のうち資格・実績等の評価が最も低い者により評価する。 ② 配置予定技術者が有する資格について確認できる資料を添付すること。 ③ 配置予定技術者が直接雇用されていることが確認できる資料を添付すること。 ④ 記載様式は、様式6。 (2)継続教育の学習実績 主任技術者として配置を予定している者の継続学習制度(CPD)における過去3年間（令和5年度から令和7年度）の取得ポイントについて、実施記録証明書(CPD運営機関発行の書面)の写しを添付すること。
ウ）企業の信頼性・地域への貢献	(1) 本店、支店又は営業所の所在 ① 本店、支店又は営業所の所在が確認できる資料（「建設業許可通知書」の写し、「競争参加資格者名簿兼資格確認通知書」の写し等。）を添付すること。 ② 記載様式は、様式7。 (2)災害時における活動実績 ① 企業が、過去2年間（令和6年度及び令和7年度）に近畿中国森林管理局及び近畿中国森林管理局管内の行政機関と国有林・民有林についての情報収集、応急復旧等に関する協定を締結し、又は協定を締結している団体に所属し、かつ、協定に基づく活動を行った場合は、協定(申請日直近の協定を締結している団体に所属していることを証明する書面を含む。)の写し及び活動実績を証明する書面を添付すること。 ② 記載様式は、様式7。 (3)国土緑化活動に対する取組 ① 企業が、過去2年間（令和6年度及び令和7年度）に近畿中国森林管理局管内の国有林又は民有林をフィールドとして国土緑化活動（森林の造成・育成に関する活動）を行った場合は、活動実績を証明する書面(報告書、証明書等の写し。)を添付すること。 ② 企業が国土緑化活動に関する契約・協定を締結(契約・協定を締結している団体に所属している場合を含む。)している場合は、「活動実績を証明する書面」として、当該契約書又は協定書(申請日直近の契約・協定を締結している団体に所属していることを証明する書面を含む。)の写しを添付すること。 ③ 記載様式は、様式7。 (4)ボランティア活動の実績 ① 企業が、過去2年間（令和6年度及び令和7年度）に、近畿中国森林管理局管内の国有林又は民有林をフィールドとしてボランティア活動（森林内の清掃、林道刈払い、側溝の清掃等）を行った場合は、活動実績を証明する書面を添付すること。 ② 「ボランティア活動の実績」は、（2）及び（3）の実績との重複評価は行わない。 ③ 記載様式は、様式7。 (5)ワーク・ライフ・バランス等の推進

	① 企業がワーク・ライフ・バランス等の取組を行っている場合は、以下のア～ウの認定に関し記載するとともに、それを証明する書類の写しを添付すること。 ア 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定 イ 次世代育成支援対策推進法に基づく認定 ウ 青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定 また、若手技術者等の確保・育成への取組を行っている場合は、それを証明する書面を添付すること。 ② 記載様式は、様式8-1及び8-2。 ⑹週休２日の取組実績（森林土木工事に限る。） ① 過去１年間（令和７年度）に週休２日の取組実績証明書（森林土木工事に限る。）の通知を受けた実績がある場合は証明書の写しを添付すること。なお、証明書の写しの添付がない場合は評価しない。 共同企業体にあっては、構成員のうち１者以上が証明書の通知を受けた実績がある場合に評価する。 ② 記載様式は、様式7。 ⑺従業員への賃金引上げ計画の表明 ① 「賃上げの実施を表明した企業等」で加点を希望する入札参加者は、様式９の「従業員への賃金引上げ計画の表明書」（以下「表明書」という。）を添付の上、提出すること。表明書については、内容に異同がない場合に限り、当該年度における初参加の入札へ提出した当該資料の写しの提出をもって代えることができる。 また、中小企業等については、表明書とあわせて直近の事業年度の「法人税申告書別表１」を提出すること。「※法人税申告書の別表１のこと。」 なお、共同企業体が加点を受けるには各構成員による表明が必要である。 ② 賃上げ表明の適用期間については、次のとおり。 事業年度により表明する場合：契約日の属する国の会計年度内に開始する事業年度 暦年単位により表明する場合：契約日の属する暦年 ⑻緊急応急工事の施工実績 ① 過去２年間（令和６年度から令和７年度）に近畿中国森林管理局緊急応急工事要請対象者公募要領により、緊急応急工事要請対象者名簿に登載され、緊急応急工事を受注し完了した代表的な工事１件を記載する。 ② 別記様式は、様式11。

ア)及びウ)⑻の施工実績には、契約書の写し（工事名、工期、発注機関、契約金額、工事場所、受注者名、社印を有する部分）及び工事内容（森林土木工事）が確認できる書類の写し（仕様書、工事数量内訳書等で、工種、数量等が確認できる部分）を添付すること。

なお、CORINSに登録されている森林土木工事を施工実績とする場合については、工事カルテの写し又は当該工事のCORINSの登録番号の記載をもって契約書等の添付に代え、施工証明とすることができる。

(5) 確認資料及び技術提案書作成説明会
原則として実施しない。

(6) 技術提案書に関する審査及び評価
技術提案書の審査及び評価並びに施工体制の確保状況の審査及び評価は、近畿中国森林管理局の技術審査会において行う。

(7) 競争参加資格の確認は、技術提案書等の提出期限の日をもって行うものとし、電子入札システムによる申請者には電子入札システムで、紙入札方式の申請者には書面で、競争参加資格の有無について別表2の1に示す日までに通知する。
なお、競争参加資格「無」とした者に対しては、その理由を付して通知する。

(8) 施工体制確認のためのヒアリング
施工体制（品質確保の実効性、施工体制確保の確実性）について、どのように施工体制を構築し、それが施工内容の実現確実性の向上につながるかを審査するためのヒアリングを予定価格の制限の範囲内の価格で申込みをした入札参加者に対して、原則として開札後速やかに実施する。
なお、予定価格の範囲内の価格で申し込みをした入札参加者のうち、技術提案書、入札書、工事費内訳書の内容により、施工内容の実現確実性の向上に対し、十分に確認出来ると認められる場合は、ヒアリングを実施しない場合がある。
ア ヒアリング実施日：別表２の２のとおり。
イ ヒアリング場　所：別表２の２のとおり。
ウ 資料の提出
入札参加者のうち、その申込みに係る価格が予決令第85条に基づく調査基準価格に満たない者に対し、ヒアリングのための追加資料の提出を求める。また、調査基準価格を満たす者に対しても、必要に応じ追加資料の提出を求める場合がある。提出を求めることとなる追加資料及び審査方法の概要は、別紙「施工体制確認型総合評価落札方式について」のとおりとし、追加資料の提出は、次に示す期日までに行うものとする。提出後の追加資料の修正及び再提出は認めない。
なお、予決令第85条に基づく調査基準価格に満たない者に対しては、10.の(3)の開札後、速やかに追加資料の提出に対する意向の確認を求める場合がある。その際に、追加資料の提出の意向のない者については、10.の(3)の開札後、追加資料の提出を行わない旨を記載した書面(様式は自由)を提出するものとする。
（ア） 提出期限:別表2の2のとおり。
（イ） 提出場所:別表１の５のとおり。
（ウ） 提出方法: 原則として電子メールに書面を添付して送信(締切日必着)すること。
エ その他:
施工体制確認のためのヒアリングを行う対象者は、配置予定技術者のうちの１名とする。複数人の技術者を配置予定技術者の候補とした場合は、様式3のヒアリング対象者欄へヒアリングの対象者として予定する配置予定技術者(１名)に注書に基づいて明示すること。
なお、追加資料を求める場合においては、面談形式によるヒアリングを実施するものであるが、入札参加者別のヒアリング日時については、追って連絡する。ヒアリングへの出席者には、配置予定技術者(複数人を候補技術者としている場合は、様式3に明示した者。)を必ず含め、追加資料の説明が可能な者をあわせ、最大で3名以内とする。追加資料の提出がない場合及びヒアリングに応じない場合は、入札に関する条件に違反した入札として無効とすることがある。

(9) その他
ア 技術提案書及び追加資料の作成並びに提出に係る費用は、提出者の負担とする。
イ 分任支出負担行為担当官は、提出された技術提案書及び追加資料を、競争参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。
ウ 提出された技術提案書及び追加資料は、返却しない。
エ 提出期限以降における技術提案書及び追加資料の差し替え及び再提出は認めない。ただし、配置予定の技術者に関し、種々の状況からやむを得ないものとして、分任支出負担行為担当官が承認した場合においてはこの限りではない。

7. 競争参加資格がないと認めた者等に対する理由の説明
(1) 競争参加資格がないと認められた者は、分任支出負担行為担当官に対して競争参加資格がないと認めた理由について、次に従い、書面(別紙様式1)により説明を求めることができる。
ア 提出期限：別表２の３のとおり。
イ 提出場所：別表１の５のとおり。
ウ 提出方法：原則として電子メールに書面を添付して送信(締切日必着)すること。

(2)　分任支出負担行為担当官は、説明を求められたときは、別表2の3に示す日までに説明を求めた者に対し、書面により回答する。

(3)　(1)の理由の説明を求める書面（申立者の名称及び住所を含む。）及び(2)の回答を行った書面の写しを次のとおり閲覧に供する方法により公表する。
ア　閲覧期間：別表2の3のとおり。
イ 閲覧場所：(1)のイに同じ。

(4)　(2)の回答書による説明に不服がある者は、分任支出負担行為担当官に対して、次に従い、書面(別紙様式2)により再苦情を申し立てることができる。
ア　提出期限：(2)の回答書を受け取った日から7日（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する休日（以下「休日」という。）を除く。）以内
イ　提出場所：(1)のイに同じ。
ウ　提出方法：原則として電子メールに書面を添付して送信(締切日必着)すること。

(5)　再苦情の申立てについては、近畿中国森林管理局入札監視委員会で審議する。

(6)　分任支出負担行為担当官は、再苦情の申立てがあった者に対し、(5)の入札監視委員会の審議結果を踏まえた上で、審議結果の報告を受けた日の翌日から起算して7日（休日を除く。）以内に、次の内容を書面により回答する。
ア　申立てが認められないときは、再苦情の申立てに根拠が認められないと判断された理由
イ　申立てが認められるときは、分任支出負担行為担当官が講じようとする措置の概要

(7)　(4)の再苦情の申立てた書面（申立者の名称及び住所を含む。）及び(6)の回答を行った書面の写しは、(5)の審議概要及び、(3)の公表資料とともに、近畿中国森林管理局において公表する。

8. 施工体制確認型総合評価落札方式に関する事項
(1)　施工体制確認型総合評価落札方式の仕組み
本工事の施工体制確認型総合評価落札方式は、以下の方法により落札者を決定する方式とする。
ア　入札説明書に示された参加資格を満たしている場合に、標準点100点を付与する。
イ　6.の(4)に基づいて提出された技術提案書に示された内容、実績等により最大30点の加算点を与える。
なお、施工体制の評価を踏まえ施工体制確認前の技術提案の加算点に施工体制評価点の得点割合を乗じて加算点を補正する場合がある。
ウ　提出された技術提案書、6.の(8)のヒアリング、追加資料等により確認された施工体制の確保状況に応じて、最大30点の施工体制評価点を与える。
エ　与えられた標準点、加算点及び施工体制評価点の合計を、該当入札者の入札価格で除して算出した「評価値」をもって行う。
評価値＝{（標準点+加算点+施工体制評価点）／（入札価格）}

(2)　評価項目及び評価指標
ア　評価項目及び各評価項目の評価指標の内容を以下に示す。
（ア）企業の施工実績に関する事項
施工実績、工事成績、優良工事表彰等により評価
（イ）配置予定技術者の能力に関する事項
保有資格、同種工事の施工経験、工事成績、継続教育等により評価
（ウ）企業の信頼性・地域への貢献に関する事項
不誠実な行為の有無、地域内の拠点の有無、ボランティア活動の実績等により評価
（エ）施工体制の確保に関する事項
品質確保の実効性、施工体制確保の確実性に関し、施工体制構築の方法とそれが施工内容の実現確実性の向上につながるかにより評価

イ　技術提案書について、アの（ア）から（ウ）の評価項目ごとに審査の上、それぞれの評価項目につき得点を与え、その得点の合計を加算点とする。
　また、技術提案書、6.の(8)のヒアリング、追加資料等に基づき、アの（エ）の評価項目ごとに施工体制の確保状況を審査し、それぞれの評価項目につき得点を与え、その得点の合計を施工体制評価点とする。

(3) 入札の評価に関する基準
ア　加算点付与の考え方は以下のとおりとする。
（ア）企業の施工実績に関する事項
　近畿中国森林管理局発注の森林土木工事における過去3年間の工事成績評定点の平均点、過去3年間の低入札価格調査対象工事の有無及び工事成績評定点、近畿中国森林管理局発注の森林土木工事における過去10年間の優良工事表彰の実績の有無、近隣地域内での施工実績の有無、施工困難工事の施工実績の有無により評価する。
（イ）配置予定技術者の能力に関する事項
　同種工事における主任(監理)技術者としての施工経験の有無、継続教育履修実績の状況及び配置予定技術者の保有する資格により評価する。
（ウ）企業の信頼性・地域への貢献に関する事項
　過去2年間における不誠実な行為(指名停止等)の有無、企業の本店・支店又は営業所の所在の有無、災害時における活動実績、国土緑化活動に対する取組実績及びボランティア活動の実績、ワーク・ライフ・バランス等の推進実績、森林土木工事における週休2日の取組実績、賃上げ実施の表明の有無、緊急応急工事の施工実績の有無により評価する。

イ　施工体制評価点に係る各評価項目における評価基準及び配点は以下のとおりとする。

評価項目	評　価　基　準	配 点
品質確保の実効性	工事の品質管理に関する適切な体制が十分確保され、入札説明書に記載された要求要件及び技術提案の品質がより確実に実現できると認められる場合	15 点
	工事の品質確保に関する適切な体制が概ね確保され、入札説明書に記載された要求要件及び技術提案の品質が実現できると認められる場合	５ 点
	その他	０ 点
施工体制確保の確実性	工事の確実な実施に必要な材料調達及び人員確保等の施工体制が十分確保され、入札説明書に記載された要求要件及び技術提案をより確実に実現できると認められる場合	15 点
	工事の確実な実施に必要な材料調達及び人員確保等の施工体制が概ね確保され、入札説明書に記載された要求要件及び技術提案を実現できると認められる場合	５ 点
	その他	０ 点
施工体制評価点の合計（最大値）		30 点

(4) 評価に関する基準
本工事の加算点に係る各評価項目における評価基準及び配点は以下のとおりとする。

評価項目		評　価　基　準	配　点
企業	同種工事の施工実績 (過去15年間)	国の機関が発注した同種工事の実績あり	２ 点
		地方公共団体が発注した同種工事の実績あり	１ 点
		国の機関及び地方公共団体以外の者が発注した同種工事の実績あり	０ 点
	工事成績 (過去3年間の平均)	80点以上	３ 点
		75点以上80点未満	２ 点
		70点以上75点未満	１ 点
		70点未満又はなし	０ 点

の施工実績	低入札価格調査対象工事の工事成績(過去2年間)	対象工事なし又は対象工事があり当該工事の工事成績評定点が70点以上	3 点
		対象工事があり当該工事の工事成績評定点が70点未満	0 点
	優良工事表彰(過去10年間)	農林水産大臣、林野庁長官表彰の実績あり	3 点
		森林管理局長表彰の実績あり	1 点
		表彰なし	0 点
	施工困難工事(過去2年間)	施工困難工事の施工実績あり	1 点
		施工困難工事の施工実績なし	0 点
	近隣地域内工事の施工実績(過去5年間)	施工実績あり	1 点
		施工実績なし	0 点
	小計(最大値)		13 点
配置予定技術者の能力	配置予定技術者の施工経験(過去5年間)	主任(監理)技術者の経験であり、かつ、工事成績評定点が80点以上	3 点
		主任(監理)技術者の経験である	1 点
		主任(監理)技術者の経験でない	0 点
	配置予定の主任(監理)技術者の保有する資格	1級土木施工管理技士又はそれと同等と認められる資格	1 点
		2級土木施工管理技士又はそれと同等と認められる資格	0 点
	配置予定技術者の継続教育(過去3年間)	森林分野に関する継続教育の取得ポイントが20点以上あり	3 点
		森林分野に関する継続教育の取得ポイントあり	2 点
		他(土木施工管理技士等)の継続教育の取得ポイントあり	1 点
		取得ポイントなし	0 点
	小計(最大値)		7 点
企業の信頼性・地	不誠実な行為(指名停止等)の状況	過去2年間に不誠実な行為(指名停止等)がない	0 点
		過去2年間に不誠実な行為(指名停止等)がある	-2 点
	本店、支店又は営業所の所在地の有無	当該森林管理署等管内に本店、支店又は営業所あり	1 点
		当該森林管理署等管内に本店、支店又は営業所なし	0 点
	災害時における活動実績(過去2年間)	森林管理局と締結した協定に基づく活動実績が2回以上あり	2 点
		活動実績あり	1 点
		活動実績なし	0 点
	国土緑化活動に対する取組(過去2年間)	取組あり	1 点
		取組なし	0 点
	ボランティア活動の実績(過去2年間)	活動実績あり	1 点
		活動実績なし	0 点
	ワーク・ライフ・バランス等の推進	「えるぼし」、「プラチナえるぼし」、「くるみん」、「トライくるみん」、「プラチナくるみん」、「ユースエール」のいずれかを取得又は「一般事業主行動計画」届け出をしているかつ、「若手技術者等の確保・育成への取り組み」を行っている	2 点
		「えるぼし」、「プラチナえるぼし」、「くるみん」、「トライくるみん」、「プラチナくるみん」、「ユースエール」のいずれかを取得又は「一般事業主行動計画」届け出をしている又は「若手技術者等の確保・育成への取り組み」を行っている	1 点
		認定を受けていない	0 点
	週休2日の取組実績	週休2日の取組実績証明書(森林土木工事に限る。)の通知を受けた実績あり	1 点

域への貢献	(過去１年間)	週休２日の取組実績証明書(森林土木工事に限る。)の通知を受けた実績なし	０点
	賃上げ実施の表明	事業年度又は暦年において、対前年度又は前年比で給与等受給者一人当たりの平均受給額を３%以上増加させる旨、従業員に表明していること【大企業】	１点
		事業年度又は暦年において、対前年度又は前年比で給与総額を1.5%以上増加させる旨、従業員に表明していること【中小企業等】	１点
		上記の内容に該当しない	０点
		賃上げ実績が賃上げの基準に達していない場合、若しくは本制度の趣旨を意図的に逸脱していると判断された場合又は書類等が提出されない場合であって、契約担当官等が通知する減点措置の開始の日から１年間に該当する	−2 点
		上記の内容に該当しない	０点
	緊急応急工事の受注実績（過去２年間）	緊急応急工事の施工実績あり	１点
		緊急応急工事の施工実績なし	０点
	小計(最大値)		10 点
加算点の合計（最大値）			30 点

ア　「企業の施工実績」の「近隣地域内における施工実績」の対象地域は、別表２の４に示す地域とする。

イ　過去３年間の実績が無い業者については、『65』点の見なし点数とする。

ウ　配置予定技術者の候補者が複数人の場合は、資格・実績等の評価が最も低い者で評価する。

エ　「加算点」の算出方法は、評価項目（企業の施工実績、配置予定技術者の能力、企業の信頼性・地域への貢献）について評価した結果得られた「評価点」の合計点を「加算点」として与える。

オ　過去１年間あるいは過去２年間等過去〇年間とは、別に記載がない限り年度単位とする。

(5) 賃上げ実施の確認について

本項目で加点を受けた契約の相手方に対しては、契約の相手方が提出した表明書により表明した率の賃上げを実施したかどうか、契約の相手方の事業年度等が終了した後、近畿中国森林管理局長が確認を行うため、様式10－1又は様式10－2の「従業員への賃金引上げ実績整理表」とその添付書類として「法人事業概況説明書」（別紙１）又は「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」（別紙２）の提出を求める。

具体的には、事業年度単位での賃上げを表明した場合においては、賃上げを表明した年度とその前年度の「法人事業概況説明書」（別紙１）の「「10主要科目」のうち「労務費」、「役員報酬」及び「従業員給料」の合計額」（以下「合計額」という。）を「４期末従業員等の状況」のうち「計」で除した金額を比較することにより行うこととする。事業年度単位での賃上げを表明した契約の相手方は、上記の資料を決算日（別紙１に記載の事業年度の末日）の翌日から起算して３ヶ月以内に近畿中国森林管理局長に提出すること。中小企業等にあっては、上記の比較をすべき金額は、別紙１の「合計額」とする。

また、暦年単位での賃上げを表明した場合は、「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」（別紙２）の「１給与所得の源泉徴収票合計表（375）」の「Ⓐ俸給、給与、賞与等の総額」の「支払金額」を「人員」で除した金額により比較することとする。暦年単位での賃上げを表明した契約の相手方は、上記の資料を翌年の３月末までに近畿中国森林管理局長に提出すること。中小企業等にあっては、上記の比較をすべき金額は、別紙２の「支払金額」とする。

上記書類により賃上げ実績が確認できない場合であっても、税理士、公認会計士等の第三者により、上記基準と同等の賃上げ実績を確認することができる書類であると認められる書類等が提出された場合には、当該書類をもって上記書類に代えることができる。この場合の提出方法、考え方及び具体的な例は別紙３のとおりである。

なお、上記の確認を行った結果、契約の相手方の賃上げが賃上げ基準に達していない場合若しくは、本制度の趣旨を意図的に逸脱していると判断された場合又は上記の書類等が提出されない場合であって、近畿中国森林管理局長が通知する減点措置の開始の日から1年間、当該契約相手方が別途総合評価落札方式による入札に参加する場合には、減点を行う。

共同企業体の場合に、実績確認において構成員の一部又は全部の者が未達成となった場合、その後の減点措置は当該共同企業体、未達成となった構成員である企業及び未達成となった企業を構成員に含む共同企業体に対して行う。

減点の割合は、当該入札における加点に1点を加えた点を減点するものとする。

なお、その結果、加点に係る得点の合計がマイナスとなった場合には加算点を0点とみなす。

経年的に本評価項目によって加点を受けようとする場合、事業年度単位か暦年単位かの選択を前年度又は前年から変えることによって、前年度等に加点を受けるために表明した期間と、当該年度等に加点を受けるために表明した期間が重なり、賃上げ表明の期間と加点を受ける期間との間に不整合が生じることのないよう、賃上げ表明を行う期間は、前年度等に加点を受けるために表明した期間と重ならない期間とすること。

従業員への賃金引き上げ実績整理表(様式10－1又は様式10－2)及び添付資料については、電子メール又は郵送により、それぞれの提出期限内に以下の送付先に提出すること。

送付先: 〒530-0042 大阪市北区天満橋1-8-75
近畿中国森林管理局 経理課
電話:06-6881-3479
メールアドレス : nyusatsu_kc_keiri@maff.go.jp

(6) 落札者の決定方法

ア 入札参加者は、価格及び技術提案書をもって入札し、次の(ア)及び(イ)の条件を満たした者の内、8.の(1)のエにより算出した「評価値」が最も高い者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、入札価格が予定価格の制限の範囲内で、発注者の求める最低限の要求要件を全て満たして入札した他の者のうち評価値が最も高い者を落札者とすることがある。

(ア) 入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。

(イ) 評価値が標準点(100点)を予定価格で除した数値「基準評価値」を下回らないこと。

イ 上記アにおいて、評価値の最も高い者が2者以上ある場合は、該当者にくじを引かせて落札者を決定する。ただし、電子入札等で当該者が入札に立ち会わない場合及びくじを引かない者がある場合は、これに代わって入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせ落札者を決定するものとする。

ウ 予定価格が1千万円を超える工事について、落札者となるべき者の入札価格が予決令第85条に基づく調査基準価格を下回る場合は、17.に示すとおり予決令第86条の調査を行うこととし、調査の対象となる者は、これに協力しなければならない。

(7) 評価内容の担保

ア 入札時に提示された技術提案については、工事完成後において、履行状況について検査を行う。

イ 工事の検査において、入札時に示された技術提案の内容をすべて満たしていることを確認できない場合は、この確認できなかった技術提案についての履行に係る部分は、工事完成後においても引き続き存続するものとする。

ウ 受注者の責により入札時に提示された技術提案の履行がなされなかった場合は、「林野庁工事成績評定要領」に基づき、履行されなかった技術提案1提案当たり3点を工事成績評定点から減ずるものとする。

エ 入札時に提示された技術提案の実施を担保するため、契約書に当該技術提案書を添付するとともに、その実施を約する旨の条項を付すものとする。

オ 受注者は、技術提案内容の履行状況が確認できるよう、通常の工事写真とは別に、技術提案内容の実行写真をまとめた工事写真を提出すること。

カ　施工中、受注者の責によることなく、技術提案内容を変更しなければならない状況が生じて、発注者が正当な理由があると認めた場合に限り、技術提案内容の変更を認めるものとする。

9. 入札説明書及び閲覧図書等に対する質問

(1)　この入札説明書及び閲覧図書等に対する質問がある場合においては、次に従い、書面(様式は自由)により提出すること。

ア　受領期間：別表2の5のとおり。

イ　提出場所：別表1の5のとおり。

ウ　提出方法：原則として電子メールに書面を添付して送信(締切日必着)すること。

(2)　(1)の質問に対する回答は、書面(電子メール)により行う。また、質問及び回答書の写しを、入札公告日の翌日から開札日の前日まで、近畿中国森林管理局ホームページ「公告中の案件に関する質問及び回答」に随時掲載する方法により公表する。

ホームページアドレス

https://www.rinya.maff.go.jp/kinki/apply/publicsale/nyusatu/public-qa.html

10. 入札及び開札の日時及び場所等

(1)　電子入札システムによる入札:別表1の7のとおり。

(2)　紙入札方式による入札:別表1の7のとおり。

(3)　開　札:別表1の7のとおり。

(4)　紙入札方式による競争入札の執行に当たっては、分任支出負担行為担当官により競争参加資格があると確認された旨の通知書の写しを持参し、入札前に確認を受けること。

なお、代理人が入札する場合は、委任状をあわせて持参し、入札前に確認を受けること。

11. 入札方法等

(1)　入札書は電子入札システムにより提出すること。ただし、やむを得ない事情により発注者の承諾を得た場合は、入札書は紙により封緘のうえ、商号又は名称並びに住所、あて名及び工事名を記載し持参すること。持参以外の方法による提出は認めない。

(2)　落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3)　入札執行回数は原則2回までとするが、分任支出負担行為担当官の判断により追加の入札を行う場合でも3回を限度とする。

(4)　入札参加者は、暴力団排除に関する誓約事項(別紙4)について入札前に確認しなければならず、入札書の提出をもってこれに同意したものとする。

12. 入札保証金及び契約保証金

(1)　入札保証金：免除

(2)　契約保証金：納付

ただし、以下の条件を満たすことにより契約保証金に代えることができる。

ア　利付き国債の提供

イ　金融機関若しくは保証事業会社(公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。)の保証。

また、公共工事履行保証証券による保証を付した場合又は履行保証保険契約の締結を行った場合には、契約保証金の納付を免除する。

なお、契約保証金の額、保証金額又は保険金額は、請負代金額の10分の１以上とする。

13. 工事費内訳書の提出

(1) 第１回の入札に際し、第１回の入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書を電子入札システムにより提出すること。

なお、工事費内訳書は、様式自由とするが、数量、単価、金額については、必ず記載すること。

また、材料費、労務費、法定福利費（建設工事に従事する労働者の健康保険料等の事業主負担額をいう。）、安全衛生経費（建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律（平成28年法律第111号）第10条に規定する建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する経費をいう。）及び建設業退職金共済契約（中小企業退職金共済法（昭和34年法律第160号）第２条第５項に規定する特定業種退職金共済契約のうち、建設業に係るものをいう。）に係る掛金を明記すること。

ア　電子入札システムの場合

（ア）　提出方法

工事費内訳書を6.の(1)のウに示すファイル形式にて作成し、工事費内訳書添付フィールドに添付し、入札書とともに送信すること。ただし、工事費内訳書のファイル容量が10MBを超える場合には、次の（イ）により提出すること。

（イ）　電子メールについて

工事費内訳書のファイル容量が10MBを超える場合には、工事費内訳書についてのみ電子メール(締切日時必着)で提出すること。電子メールで提出する場合には、工事費内訳書の一式を送信するものとし、電子入札システムとの分割による提出は認めない。電子メールにより提出する場合には、入札書の添付書類として、下記(A)から(D)の内容を記載した書面(様式は自由。)を作成し、工事費内訳書添付フィールドに添付し電子入札システムにより送信すること。

(A)電子メールで提出する旨の表示

(B)書類の目録

(C)書類のページ数

(D)送信年月日、会社名、担当者名及び電話番号及びメールアドレス

提出先は、別表１の５のとおり。

イ　紙入札方式の場合

入札書とともに工事費内訳書を提出すること。

(2) 施工体制確認型総合評価落札方式では、工事費内訳書は、価格以外の要素として性能等が提示された入札書の参考図書として提出を求めるものであり、開札時までに、入札書に記載されている入札金額に対応した工事費内訳書が提出されないときは入札を無効とする。

(3) 提出された工事費内訳書は返却しないものとする。また、必要に応じ公正取引委員会に提出する場合がある。

(4) 入札参加者は、商号又は名称、住所、あて名及び工事名を記載し、記名を行った工事費内訳書を提出すること。

分任支出負担行為担当官は、提出された工事費内訳書について説明を求めることがある。

また、当該工事費内訳書が、下表各号に掲げる場合に該当するものについては、原則として当該工事費内訳書提出業者の入札を無効とする。

１　未提出であると認められる場合（未提出であると同視できる場合を含む。）	（１）	工事費内訳書の全部又は一部が提出されていない場合
	（２）	工事費内訳書とは無関係な書類である場合
	（３）	他の工事費内訳書である場合
	（４）	白紙である場合
	（５）	工事費内訳書が特定できない場合
	（６）	他の入札参加者の様式を入手し、使用している場合
２　記載すべき事項が	（１）	内訳の記載が全くない場合

欠けている場合	（2）	入札説明書に指示された項目を満たしていない場合
3　添付すべきではない書類が添付されていた場合	（1）	他の工事費内訳書が添付されていた場合
4　記載すべき事項に誤りがある場合	（1）	発注者名に誤りがある場合
	（2）	工事名に誤りがある場合
	（3）	提出業者名に誤りがある場合
	（4）	工事費内訳書の合計金額が入札金額と大幅に異なる場合
5　その他未提出又は不備がある場合		

14. 開札

開札は、電子入札システムにより行うこととし、「電子入札システム運用基準(建設工事及び測量・建設コンサルタント等業務)」(令和5年6月)に定める立会官を立ち会わせて行う。紙入札方式による場合にあっては、競争参加者又はその代理人が立ち会い、開札を行うものとする。

なお、競争参加者又はその代理人が立ち会わないときは、入札執行事務に関係のない職員を立ち会わせ開札を行う。

15. 入札の無効

(1)　入札公告に示した競争参加資格のない者が行った入札、技術提案書等に虚偽の記載をした者が行った入札並びに現場説明書、入札説明書及び入札者注意書(原則、現場説明書は電子入札システムの本件工事に係るページ、入札説明書は近畿中国森林管理局ホームページの「一般競争入札一覧」内の本件工事のページ、入札者注意書は近畿中国森林管理局ホームページの「公売・入札情報」>「入札情報」>「各種様式・約款」のページからそれぞれダウンロードすることにより交付)において示した条件等、入札に関する条件に違反した入札を無効とし、無効な入札を行った者を落札者としたことが明らかとなった場合には落札決定を取り消す。

上記の場合には、「工事請負契約指名停止等措置要領」第1第1項の規定に基づく指名停止又は第10の規定に基づく書面若しくは口頭での警告若しくは注意の喚起を行うことがある。

なお、分任支出負担行為担当官により競争参加資格のある旨確認された者であっても、開札の時において4.に掲げる資格のないものは、競争参加資格のない者に該当する。

また、施工体制の審査・評価に関するヒアリングに応じない者(当該ヒアリングの日時、指定場所に来なかった場合を含む。)及び該当ヒアリングの実施に当たって、求められた追加資料の提出を期限までに行わない者が行った入札は、入札に関する条件に違反した入札として無効とする。ただし、天災・事故・病気など特別な事情を理由に、ヒアリングに応じなかった場合又は追加資料を提出しなかった場合を除く。

(2)　当該工事の入札において、次の各号のいずれかの不正な行為を行なった者による入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

ア　自身又は特定の事業者が入札に参加可能となるよう、又は不可能となるよう参加資格要件を変えるよう発注担当職員に対し要求する行為。

イ　自身又は特定の事業者が入札に参加が可能となるよう、又は不可能となるよう入札参加資格審査に圧力をかけるような要求行為。

ウ　非公開または公開前における設計金額、予定価格、見積金額又は予決令第85条に基づく調査基準価格及びこれらが類推できる因子等を教示するよう発注担当職員に対し要求する行為。

エ　非公開又は公開前における総合評価落札方式における技術点を教示するよう発注担当職員に対し要求する行為。

オ　特定の事業者等が入札に参加しているか否かを教示するよう発注担当職員に対し要求する行為。

カ　入札参加者名を教示するよう発注担当職員に対し要求する行為。

キ　入札に先立って提出される技術提案書等の資料に関し、その内容について助言や確認、修正を要求する行為。

ク　前各号に掲げるもののほか、自身又は他の事業者への便宜、利益若しくは不利益の誘導又は談合につながるおそれのある要求行為。

(3)　暴力団排除に関する誓約事項(別紙4)について、虚偽又はこれに反する行為が認められた入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消すことができるものとする。

(4)　(3)に該当する事実が契約後に確認された場合は、発注者は国有林野事業工事請負契約約款第48条第9号・11号を適用し契約を解除することができるものとする。

16. 配置予定技術者の確認

落札者決定後、CORINS等により配置予定の技術者等の専任制違反の事実が確認された場合、契約を締結しない又は解除することがある。

なお、実際の工事に当たって受注者は、工事の継続性等に支障がないと認められる場合において下記のいずれかに該当する場合、発注者との協議により、配置の主任技術者又は監理技術者を変更できるものとする。

(1)　病休、退職、死亡、その他の分任支出負担行為担当官が認める事由による場合。

(2)　受注者の責によらない理由により工事中止又は工事内容の大幅な変更が発生し、工期が延長された場合。

(3)　工場から現地へ工事の現場が移行する時点(橋梁等工場製作を含む工事の場合)。

(4)　一つの契約工期が多年に及ぶ場合(大規模な工事の場合)。

いずれの場合であっても、交代の時期は工程上一定の区切りと認められる時期とするほか、技術者の資格及び工事経験は、交代日以降の工事内容に相応した資格及び工事経験で、契約関係図書に示す事項を満たすものとする。

17. 調査基準価格を下回った場合の措置

(1)　施工体制確認型総合評価落札方式により評価した結果、調査基準価格以下での応札者の評価値が最も高く、契約相手方として候補者となった場合は、入札を「保留」とし、契約の内容が履行されないおそれがあると認めるか否かについて、入札者から追加資料(近畿中国森林管理局ホームページに掲載している施工体制確認型追加資料記載要領を参照)の提出、事情聴取、関係機関の意見照会等の調査を行い、落札者を決定する。この調査期間に伴う当該工事の工期延長は行わない。

なお、調査基準価格とは、予定価格算出の基礎となった次に掲げる①から④の額の合計額に、100分の110を乗じて得た額とする。ただし、その額が予定価格に10分の9.2を乗じて得た額を超える場合にあっては、予定価格に10分の9.2を乗じて得た額とし、予定価格に10分の7.5を乗じて得た額に満たない場合にあっては、予定価格に10分の7.5を乗じて得た額とする。

① 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額
② 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額
③ 現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額
④ 一般管理費の額に10分の6.8を乗じて得た額

(2)　低入札価格調査を受けた契約相手方が、近畿中国森林管理局管内で令和6年4月1日から令和8年3月31日までの2年間に完成した工事に関して、65点未満の工事成績評定点を通知された企業の場合は、建設業法の定めにより配置する技術者とは別に4.の(6)に定める要件と同一の要件を満たす技術者を専任で1名現場に配置することとする。

18. 落札者とならなかった者に対する理由の説明

(1)　落札者とならなかった者のうち、落札者の決定結果に対して不服のある者は、分任支出負担行為担当官に対して落札者とならなかった理由について、次に従い、書面(別紙様式1)により説明を求めることができる。

ア　提出期限 : 別表2の6のとおり。
イ　提出場所 : 別表1の5のとおり。
ウ　提出方法 : 原則として電子メールに書面を添付して送信(締切日必着)すること。

(2)　分任支出負担行為担当官は、説明を求められたときは、別表2の6に示す日までに説明を求めた者に対し、書面により回答する。

(3) (1)の理由の説明を求める書面（申立者の名称及び住所を含む。）及び(2)の回答を行った書面の写しを次のとおり閲覧に供する方法により公表する。
ア　閲覧期間：別表2の6のとおり。
イ　閲覧場所：(1)のイに同じ。

(4)　(2)の回答書による説明に不服がある者は、分任支出負担行為担当官に対して、次に従い、書面(別紙様式2)により再苦情を申し立てることができる。
ア　提出期限：(2)の回答書を受け取った日から7日(休日を除く。)以内
イ　提出場所：(1)のイに同じ。
ウ　提出方法：原則として電子メールに書面を添付して送信(締切日必着)すること。

(5)　再苦情の申立てについては、近畿中国森林管理局入札監視委員会で審議する。

(6) 分任支出負担行為担当官は、再苦情の申立てがあった者に対し、(5)の入札監視委員会の審議結果を踏まえた上で、審議結果の報告を受けた日の翌日から起算して7日(休日を除く。)以内に、次の内容を書面により回答する。
ア　申立てが認められないときは、再苦情の申立てに根拠が認められないと判断された理由
イ　申立てが認められるときは、分任支出負担行為担当官が講じようとする措置の概要

(7)　(4)の再苦情を申立てた書面（申立者の名称及び住所を含む。）及び(6)の回答を行った書面の写しは、(5)の審議概要及び、(3)の公表資料とともに、近畿中国森林管理局において公表する。

19. 契約書作成の要否等
本工事は、契約手続きに係る書類の授受を、原則として電子契約システムで行う試行対象工事である。
電子契約システムによりがたく、紙での契約手続きを希望する者は、紙契約方式承諾願（別紙様式）を提出しなければならない。
電子契約システムに障害等やむを得ない事情が生じた場合には、紙契約方式に変更する場合がある。
紙契約方式に当たって使用する契約書は、別冊契約書案により、契約書を作成するものとする。（落札者が決定したときは、遅滞なく（7日を目安として分任支出負担行為担当官が定める期日までとする。なお、契約の相手方が遠隔地にある等特別の事情があるときは、その事情に応じて期日を考慮するものとする。）契約書の取りかわしをするものとする。）

20. 支払条件
(1) 前金払：有

(2) 中間前金払　：　無（本工事は工期が150日未満につき該当しない。）
部　分　払　：　有（落札者の選択事項であり選択するものとする。）
ただし、低入札価格調査を受けた者に係る契約保証金及び発注者の解除権行使に伴う違約金の額については、国有林野事業工事請負契約約款第４条第３項中「10分の１」を「10分の３」に、第６項中「10分の１」を「10分の３」に、第55条第２項中「10分の１」を「10分の３」に読替えるものとする。
また、前金払については、国有林野事業工事請負契約約款第35条第１項中「10分の４」を「10分の２」に、第６項中「10分の４」を「10分の２」に、「10分の６」を「10分の４」に、第７項及び第８項中「10分の５」を「10分の３」に、「10分の６」を「10分の４」に読替えるものとする。

21. 関連情報を入手するための照会窓口
別表１の5のとおり。

22．その他

(1)　契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2)　落札者は、6.の(3)の資料に記載した配置予定の技術者を当該工事の現場に配置すること。
　ただし、請負金額が4,500万円以上の場合は、6.の(3)の資料に記載した技術者を、当該工事の現場に専任で配置すること。なお、建設業者は、建設業法上その営業所ごとに専任の営業所技術者等を置くことになっており、工事の主任技術者等は原則兼務できないが、建設業法第26条の5の要件を全て満たす場合には1工事現場を限度として当該工事の主任技術者等を兼務できる。

(3)　電子入札システムは土曜日、日曜日及び祝日等を除く、9時から17時まで稼働している。

(4)　システム操作上の手引き書としては、林野庁発行の「電子入札の手引」を参考とすること。

(5)　障害発生時及び電子入札システムの操作等の問い合わせ先は下記のとおりとする。
　【システム操作・接続確認等の問い合わせ先】
　　農林水産省電子入札ヘルプデスク
　　受付時間:土日、祝日及び年末年始を除く、9時から16時(12時から13時までを除く。)
　　電話:048-254-6031
　　メールアドレス : help@maff-ebic.go.jp

(6)　入札参加希望者が電子入札システムで書類を送信した場合には、通知、通知書及び受付票を送信者に発行するので、必ず確認を行うこと。

(7)　第1回目の入札において落札者が決定しなかった場合、再度入札に移行する。再度入札の日時等については、発注者から指示する。この場合、発注者から再入札通知書を送信するので、パソコンの前で暫く待機すること。なお、開札処理に時間を要する場合は、発注者から開札状況を電話等により連絡する。

(8)　下請契約からの社会保険等未加入建設業者の排除等について
　工事の施工のために請負契約を締結する工事において、受注者は、原則として、社会保険等未加入建設業者を下請負人とはしないものとする。ただし、受注者は、次のア又はイに掲げる下請負人の区分に応じて、それぞれに掲げる要件に該当する場合は、下請負人とすることができる。
ア　受注者と直接下請負契約を締結する下請負人
　　次のいずれにも該当する場合
（ア）　当該社会保険等未加入業者を下請負人としなければ工事の施工が困難となる場合その他の特別の事情があると発注者が認める場合
（イ）　発注者の指定する期間内に当該保険等未加入建設業者が4.(13)の①から③に掲げる届出をし、当該事項を確認することのできる書類(以下「確認書類」をいう。)を、受注者が発注者に提出した場合
イ　アに掲げる下請負人以外の下請負人
　次のいずれかに該当する場合
（ア）　当該社会保険等未加入業者を下請負人としなければ工事の施工が困難となる場合その他の特別の事情があると発注者が認める場合
（イ）　発注者が受注者に対して確認書類の提出を求める通知をした日から30日(発注者が、受注者において確認書類を当該期間内に提出することができない相当な理由があると認め、当該期間を延長したときは、その延長後の期間)以内に、受注者が当該確認書類を発注者に提出した場合

(9)　下請負人が社会保険等未加入建設業者である場合において違約罰に該当する要件並びにその額について
　受注者は、次のア又はイに掲げる場合は、発注者の請求に基づき、違約罰として、次のア又はイに定める額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

ア　社会保険等未加入建設業者が前(8)のアに掲げる下請負人である場合において、同アの（ア）に定める特別の事情があると認められなかったとき又は受注者が同アの（イ）に定める期間内に確認資料を提出しなかったとき
　受注者が当該社会保険等未加入建設業者と締結した下請契約の最終の請負代金額の10分の1に相当する額
イ　社会保険等未加入建設業者が前(8)のイに掲げる下請負人である場合において、同イの（ア）に定める特別の事情があると認められず、かつ、受注者が同イの（イ）に定める期間内に確認資料を提出しなかったとき
　当該社会保険等未加入建設業者がその受注者と締結した下請契約の最終の請負代金額の100分の5に相当する額

(10)　入札者は、「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」（令和４年９月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定）を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めること。

(11)　工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象に関する情報の通知
　落札者は、建設業法第20条の２第２項の規定に基づき、工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象が発生するおそれがあると認めるときは、落札決定から請負契約を締結するまでに、分任支出負担行為担当官に対して、その旨を当該事象の状況の把握のため必要な情報と併せて別紙様式により通知すること。

(12) 森林整備保全事業工事標準仕様書については、近畿中国森林管理局ホームページを参照すること。

(13)　本工事請負契約における契約約款は、近畿中国森林管理局ホームページの「国有林野事業工事請負契約約款（別表１の８）」をダウンロードすること。
　なお、上記のダウンロードをもって契約約款の交付に代え、契約約款の交付日は本公告日とする。

暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置について
(1)　部局長が発注する建設工事及び測量・建設コンサルタント業務等(以下「発注工事等」という。)において、暴力団員等による不当要求又は工事(業務)妨害(以下「不当介入」という。)を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。
(2)　(1)により警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により発注者に報告すること。
(3)　発注工事において、暴力団員等による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議を行うこと。

別表1　　工事名：嵐山山腹工事

1　競争参加資格	格付年度：令和7・8年度 格付内容：土木一式 等　　級：A等級、B等級又はC等級
2　同種工事	実施期間：平成23年４月１日から令和８年３月31日までの間に元請けとして完成・引渡しが完了した同種工事
	同種工事：森林土木工事（治山事業における渓間工事・山腹工事、治山災害対策工事、林道事業における林道新設工事（林業専用道を含む。）・林道改良工事（林業専用道を含む。）・林道災害復旧工事（林業専用道を含む。））
3　工事成績評定点の平均点	期　　間：令和5年4月1日～令和8年3月31日
4　所在地	京都府内又は隣接する大阪府内、兵庫県内、奈良県内、滋賀県内、三重県内、福井県内
5　技術提案書等	提出期間：令和８年10月１日から令和８年10月15日まで（休日を除く。）の９時00分から17時00分まで 提出場所：〒602-8054 京都府京都市上京区西洞院通り下長者町下ル丁子風呂町102 京都大阪森林管理事務所　総務グループ 電話：　075-414-9822 メールアドレス nyusatsu_kyoto@maff.go.jp
6　入札説明書等の交付・閲覧（紙入札方式の場合）	交付・閲覧期間　令和８年９月30日から令和８年11月10日まで（休日を除く。）の９時00分から17時00分まで
7　入札及び開札の日時、場所	【電子入札システムによる入札】 入札開始　令和８年11月６日　９時00分 入札締切　令和８年11月11日　10時00分 【紙入札方式による入札】 開札日に入札書を持参し開札場所において 令和８年11月11日　10時00分に入札すること。 【開札の日時及び場所】 開札日時：令和８年11月11日　10時30分 開札場所：京都大阪森林管理事務所会議室
8　国有林野事業工事請負契約約款	令和８年１月５日以降に契約を締結する工事の請負契約から適用

注：「休日」とは、行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条第1項に規定する行政機関の休日をいう。

別表2　　工事名：嵐山山腹工事

1　競争参加資格の有無通知日	令和8年10月22日までに通知する
2　施工体制確認のための ヒアリング	実施日　令和8年11月20日 場　所　〒530-0042 大阪府大阪市北区天満橋1丁目8番75号 近畿中国森林管理局 資料提出期限：令和8年11月16日17時00分
3　競争参加資格がないと認めた 者等に対する理由の説明	提出期限：令和8年11月2日17時00分 説明回答：令和8年11月10日までに回答する 閲覧期間：令和8年11月10日から令和8年11月16日まで（休日を除く。）の9時00分から17時00分まで
4　「企業の施工実績」の「近隣地域 内における施工実績」の対象地域	京都府京都市
5　入札説明書及び閲覧図書等に 対する質問	受領期間：令和8年10月1日から令和8年10月30日まで（休日を除く。）の9時00分から17時00分まで
6　落札者とならなかった者に 対する理由の説明	提出期限：令和8年11月25日17時00分 説明回答：令和8年12月2日までに回答する 閲覧期間：令和8年12月2日から令和8年12月8日まで（休日を除く。）の9時00分から17時00分まで

注：「休日」とは、行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条第1項に規定する行政機関の休日をいう。